

全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済) 御中

貴会の実施する火災共済/自然災害共済の事業規約・同細則および規約規定にもとづき、必要書類を添えて下記の通り届け出ます。
記載事項に明らかな誤りがあるときには、貴会が当該事項について訂正しても異議ありません。なお、契約者等の個人情報が、本人確認・共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用されること、本契約に関する契約者等の特定個人情報が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に規定された目的のために利用されること、また、全日本自治体労働者共済生活協同組合に提供されること、所属する労働組合を通じて加入している場合は、これらの個人情報(特定個人情報を除く)が労働組合へ提供されることを同意します。※個人情報の取扱いに関する詳細は、HP等のプライバシーポリシーをご参照ください。

届出日			
20	年	月	日

県	組合	支部	職場コード	職員コード	生協組合員番号	組合名

契約者	組合員名(フリガナは必ず記入してください)		契約者印	生年月日		連絡先	
	フリガナ		印	⑨ 19	⑩ 20	① 自宅	② その他携帯など
				年	月	日	—
契約者住所							
〒		—	都道府県	市区郡			

工事内容 (いずれかに○をしてください)			
① 新築 (下の①②③を記入してください)	② 増築 (下の②③④を記入してください)	③ 改築・改装・修理 (下の②③を記入してください)	
① 建前(上棟式)予定日	② 完成予定日	③ 入居予定日	④ 増改築後の延面積
20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日	坪 m
契約物件の所在地			物件番号
〒 — 都道府県 市区郡			

いずれかに○をしてください		家財契約の取り扱い ※仮住まい先に居住する方のみ記入してください	
① 継続して居住		【現在の口数】	【工事中の建物】
② 仮住まい先に居住	➡	<p>【現在家財の保障に加入されている方】</p> <p>仮住まい先に家財の一部または全部を移す場合には、現在ご加入の家財口数の範囲で仮住まい先と工事中の建物に口数を振り分けて記入してください。</p> <p>また、仮住まい先の住所および連絡先を記入してください。</p>	<p>□</p> <p>□</p> <p>【仮住まい先】</p> <p>□</p>
仮住まい先の住所		連絡先	
〒 — 都道府県 市区郡		① 自宅	② その他携帯など
		—	—

1. 共通
 (1) 工事にあたって、建築請負業者が当該の建物に対して火災保険等に加入していないことが火災共済の加入条件です。建築請負業者が火災保険等に加入している場合は、住宅保障が無効となる場合があります。
 (2) このお届け出の効力は入居予定日(工事中も目的物件に居住する場合は完成予定日)までです。ただし、入居予定日(完成予定日)が共済期間の満了日を超える場合で、共済契約を更新しない場合は共済期間の満了日を持ってお届け出の効力も終了となります。
 (3) 工事中に当該物件が罹災した場合、その完成状況等に応じて共済金をお支払いします。
 (4) 今回のお届け出の後、記入内容に変更が生じた場合は速やかに所属の組合にご連絡ください。
 (5) 工事が終了した後、契約内容を変更する場合は、「新火災共済・新自然災害共済 加入・変更申込書」をご提出ください。

2. 新規加入の場合
 【加入条件】※別途、「新火災共済・新自然災害共済 加入・変更申込書」をご提出ください。
 注意事項
 ア. 建物の完成後、建築工事の注文者が所有者となり、かつ注文者または注文者と同一生計の親族が契約者となること
 イ. 建物の完成後、30日以内に入居すること
 (1) 新築の場合: 住宅の保障開始日は建前完了後からとなります。家財は入居後に別途加入申請を行ってください。
 (2) 増改築等の場合: 増改築等を行う前の建物の状態で住宅の保障に加入できます。家財は増改築を行う建物に居住している部分の家財について加入できます。

3. 既加入物件の場合
 (1) 新築(建て替えの場合)
 建て替えの場合は建物契約の解約手続きが必要になります。「新火災共済・新自然災害共済 加入・変更申込書」または「解約申込書」をあわせてご提出ください。
 (2) 増改築等の場合
 工事期間中は既契約額の範囲で保障します。既契約の増額はできません。

事務処理欄	単組本部			共済本部		
	受付日	／	／	受付日	／	／
	点検	未・済	未・済	データ処理日	未・済	未・済
	送付日	／	／		／	／
	確認印	印	印	確認印	印	印